

令和3年9月2日

県内事業者 様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、県独自の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が発令されているところですが、依然として新規感染者数、療養者数は「ステージ5」の状況にあり、第5波収束に向けて今が正念場であることから、県民の皆様へ下記のとおりご協力をお願いしたところとす。

つきましては、9月2日に知事から県民の皆様へお願いした新型コロナウイルス感染症への対応についてご確認のうえ、取組の徹底をお願いいたします。

なお、引き続き職場関連の感染事例も見られることから、事業所における感染防止対策について、経営者自らが危機意識をもって対応するとともに、従業員まで周知徹底を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

○長崎県「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置（長崎市、佐世保市）」が発令中

■第5波収束に向け、今が正念場

【県民の皆様へのお願い】

①感染要因の約半分を県外や飲食由来が占めていることから、

- ・県外との往来自粛（特に県外での会食の自粛）
- ・真にやむを得ない場合を除き、外出自粛
- ・会食の自粛

の徹底をお願いします。

②時短要請等に応じていない店舗への出入りは厳に控えてください。

⇒特に感染が多く確認されている佐世保市においては、徹底をお願いします。

③教育や保育の場でのクラスター発生を防ぐため、

- ・大人が節度ある行動を心がけるとともに、子供たちの健康管理に細心の注意を払われるようお願いいたします。
- ・子供はもとより、家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、子供の登校は控えてください。